

ICT機器を活用した勤務環境改善の推進に向けた モデル医療機関調査支援事業に関するFAQ

※本事業に係る問い合わせ内容についてFAQを作成しましたので、ご参照ください。
またその他少しでも迷うことなどございましたら、気兼ねなくお問い合わせください。

申請対象医療機関について

- Q. R7年度に地域医療介護総合確保基金における「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」を活用し、ICT 機器を導入したが、申請対象機関となるか。
- A. 申請対象となる。一方で、R8年度に上記事業を活用し ICT 機器導入又は予定している医療機関は対象外となる。
- Q. R8年度に地域医療介護総合確保基金における「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」を活用し、ICT 導入以外の勤務改善を行う予定としているが申請対象機関となるか。
- A. 上記事業を活用し、R8年度、ICT 機器導入(種類は問わず)を導入又は予定していなければ申請対象となる。
- Q. R8年度「医療分野における生産性向上に対する支援」といった別の事業を活用し、ICT 機器を導入予定としているが申請対象機関となるか。
- A. 他の事業と本事業における ICT の導入については、補助対象機器等が同一のものでなければ申請対象となり得る。
- Q. 公募要領7. 申請医療機関について「特定労務管理対象機関以外」「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業において交付に至った医療機関」は対象外という理解で良いか。
- A. ご認識の通り。

交付要件について

- Q. 選定通知前の契約・発注、導入済みの機器も申請対象となるか。
- A. 申請対象とは認められない。選定通知日以降の機器が対象となり、選定通知後に発覚した場合には補助対象外となる。
- Q. 看護師等医師以外の職種の勤務改善を含めて労働時間の短縮を行う必要があるか。
- A. 公募要領. 7の①～③、いずれかに該当する必要がある。
- Q. ICT 機器の導入が R8年度末までに間に合わない場合には、対象外となるのか。
- A. 対象外となる。

- Q. ICT 機器導入、初年度以降のランニング費用は対象となるか。
- A. 対象外となる。(初年度以降のランニング費用は参考のためご記載ください)複数
年契約の経費やランニングコスト(リース・レンタル・ライセンス料・保守費用・利用
料等)の一括計上は、R8R8度経費と不可分であることを合理的に説明可能な経
費以外、認められないので、R8度内(導入以降～R9年3月31日)のみの費用を
計上ください。ご不明な点をご相談ください。
- Q. 本事業の補助率は設定されているか。
- A. 定額補助となる。1施設上限額は 5,000 万円となりますが、採択額が 5,000 万円
未満であれば当該額となる。
- Q. 実施要綱における「医師労働時間短縮計画を作成されている場合は、企画書に
記載した ICT 機器導入に伴う勤務環境改善の導入効果の取組目標を短縮計
画に反映」とあるが、勤務医ではない医療従事者の負担が軽減された場合でも
何らかの形で勤務医の負担軽減につながるものでなければならないか。
- A. 実施要綱. 1に記載の通り、医療機関における勤務環境改善が本事業の目的
であるため、勤務医の負担軽減に限っていない。
- Q. 副業・兼業先の労働時間、勤務間インターバルに対応した勤怠管理システムで
あると判断できる具体的なシステム製品名を教えてください。
- A. こちらから具体的な製品名の紹介は行わない。
- Q. 既に導入している ICT 機器の機能を拡張するための改修費用等は、補助金の
対象となるか。
- A. なり得る。企画書においてどのような見直しなのか詳細に記載ください。
- Q. 申請時の企画書に含まれていない機器やシステム等を採択後に追加、変更す
ることは可能か。
- A. 企画書の内容を基に評価するため、公平性の観点から追加、変更は原則認め
られない。個別の事情がある場合は、まずはご相談ください。
- Q. 申請した企画書の一部が選定されることはあるか。
- A. 企画書全体で評価し、医療機関単位で選定する。

申請方法・期間について

- Q. 募集期間(3/26~5/28)における申請時期によって、審査・結果通知が変わるか。
- A. 申込時期の違いで結果の通知時期が変わることはない。
- Q. 企画書の作成について調達もしくは一般競争入札等での申請段階の事業者と実際に契約する事業者が異なる場合も想定されているか。
- A. そのような場合も想定し得る。なお、企画書の応募書類記入要領の通り、事業内容の大幅な変更が生じた場合には採択の取消となる場合もあるため、留意が必要。また、各医療機関においては、このようなことが生じないように院内の各部門や複数のベンダー等事業者との十分な事前調整が重要である。

実施医療機関の選定・評価について

- Q. 提出期間が5/28までとなるが、内示の時期はいつ頃を予定しているか。
- A. 6月以降に審査を行い、7月以降で随時、内示や交付決定を予定している。
- Q. 選定される医療機関数の定めはあるのか。
- A. 定まった医療機関数はなく、予算の範囲内で選定する。